

第7章 産業と経済発展

経済発展は産業の量的成長と質的構造の変化をともなう。日本は戦後、韓国は1960年から工業発展を通じる高度成長を顕示してきた。構造的な側面で産業内容の特徴を比較するのち、日本産業政策と経済的分析に従って日本の企業経営、中小企業、産業技術順に整理したのである。

7. 1 産業構造の変化と特徴

28個産業で分類し、生産額基準で比較すると、韓国は1970～1980年の間、日本は1965～1980年の間、経済構造変化の経験法則に従って韓国は1次産業より2次産業で構造の変化を見せた。日本はもはや工業化段階をぬいて1970年よりは、産業構造のサービス化が進展されたのである。

韓国の1980年度と日本の1965年度とを比較すると、韓国の工業化水準が低く、重工業発展の遅れを示す。特に、韓国の1980年は高資源価格がふくまれているので実際水準より低く評価される。そして、かつて1965年の日本機械工業は非常に発達して全体の13.6%の高い比重を占めている。

表7-1 韓・日間産業構造の比較

(生産額基準、%)

産業別	韓国		日本		備考
	1970	1980	1965	1980	
農 林 水 産	17.8	8.4	6.6	3.0	
軽 工 業	29.0	25.1	19.8	15.0	
織 維	7.3	8.6	5.1	1.5	
食 品	16.2	10.9	8.2	5.0	
重 化 学 工 業	12.1	26.7	27.4	29.1	
化 学	3.7	7.1	4.6	3.6	
金 属	2.0	5.2	7.3	6.6	
機 械	4.0	8.7	13.6	15.6	
そ の 他	39.6	39.0	44.3	52.2	

出所：韓国と日本との産業連関分析表（1965, 1970, 1980）

輸出構造を見ると、韓国は1980年度で繊維、1次金属、電子が占める割合は全体の42%である。輸出率は全産業平均13.5%であり、雑貨（53.4%）、精密機械（41.8%）、金属製品（37.7%）

、電気機械（34.7%）の順に高くなっている。

日本は1965年で1次金属、造船、繊維が占める割合が全体の38.8%である。輸出率は平均 5.1%であり、精密機械（21.3%）、雑貨（16.8%）、造船等輸出機械（14.9%）、電気機械（12.4%）、繊維（12.6%）の順に高い。

1980年には輸出構造は輸送機械、電気機械、一次金属の占める比重が58.8%となって重工業中心に高度化された。輸出率は1965年に比べて 6.4%に堤高されるとともに精密機械（32.5%）、輸送機械（29%）、電気機械（21.7%）、一般機械（17.5%）、一次金属（11.1%）、繊維（11.8%）の順に高くなっている。

輸入構造の特徴を見ると、1980年で韓国は鉱物等1次商品（36.1%）と機械（27.5%）、化学金属（19.8%）として資源および資本財、部品等、原材料の輸入依存度の高いことが特徴である。

輸入係数は平均14.8%である。一般機械（59%）、精密機械（41.5%）、輸送機械（34.3%）、電気機械（27.0%）で機械産業部門は、輸入代替初期段階にいることを見える。その反面で日本は1965年で資源食糧、一次産品が52.5%であり、食料品が10.4%で重工業の輸入代替が仕上げられた自給段階水準であり、輸入係数を見ると、鉱業（59.9%）、石油・石炭（9.1%）である。

1985年には農産物の比重が下がり、その代り鉱産物の比重が著く高くなったが1次産品が53.4%で1965年と別に差異がないのである。輸入係数を見ると、鉱業などの資源と農産物が占める割合は高く見える特徴がある、生産と貿易構造を結びつけて産業の自給度構造を見れば、1980年で韓国は94.5%、日本は1965年で 102.9%、1980年で 100.2%である。韓国は金属機械類の自給度が低い後進型加工貿易構造を持っている。その反面に日本はすでに1965年で自給自足型産業構造を持っていると見える。

表7-1 産業構造変化比較

(生産額基準)

	韓 国			日 本		
	1970(A)	1980(B)	変化係数(B/A)	1965(A)	1980(B)	変化係数(B/A)
01 農 林 水 産 業	17.8	8.4	△52.8	6.6	3.0	△54.4
02 鉱 業	1.1	0.8	△27.3	0.8	0.5	△37.5
03 食 料 品	16.2	10.9	△32.7	8.2	5.0	△39.0
04 繊維 製 品	7.3	8.6	17.8	5.1	1.5	△70.6
05 パルプ・紙・木製品	2.9	2.7	6.9	5.1	3.0	△41.2
06 化 学 製 品	3.7	7.1	91.9	4.6	3.6	△21.7
07 石 油 ・ 石 炭 製 品	2.4	5.7	137.5	1.9	3.3	73.7
08 窯業・土石製品	1.4	1.9	35.7	1.4	1.5	7.1
09 金 属 一 次 製 品	2.0	5.2	160.0	7.3	6.6	10.6
10 金 属 製 品	0.6	1.3	116.7	1.9	1.9	0
11 一 般 機 械	0.4	1.4	250.0	3.6	4.2	16.7
12 電 気 機 械	1.2	3.8	216.7	3.2	4.2	31.3
13 輸 送 機 械	1.7	1.8	5.9	4.3	4.7	9.3
14 精 密 機 械	0.1	0.4	300.0	0.6	0.6	0
15 その他の製造工業	1.2	1.0	16.7	1.2	4.0	233.3
16 建 設	8.9	8.1	9.0	9.1	10.2	12.1
17 電気・ガス・上水道	1.2	2.2	83.3	1.7	2.3	35.3
18 商 業	9.2	7.2	△21.7	8.1	9.5	17.3
19 金 融 ・ 保 険	1.3	2.3	71.9	2.9	2.9	0
20 不 動 産	2.0	2.3	15.0	3.3	4.9	48.5
21 運 輸 通 信	5.6	60	7.1	5.1	4.7	△7.4
22 サ ー ビ ス 業	4.7	4.0	△14.9	5.0	7.1	42.0
23 廃物処理・下水道	0.0	0.1	10.0	0	0.4	-
24 教育研究、医療・保険	3.0	2.7	10.0	3.9	5.5	41.0
25 公 務	2.6	3.7	42.3	2.2	2.6	18.2
26 事 務 用 品	0.1	0.2	100.0	0.3	0.2	△33.3
28 こ ん 包				0.3	0.5	66.7
28 分 類 不 明	1.0	0.2	-	2.4	1.7	△29.2
計	100.0	100.0	-	100.0	100.0	0

7. 2 産業政策の理論的基礎

産業政策という用語が保護主義の嚮頭とともに最近幅広く用いられている。

自由市場原理を基本とする資本主義経済の下で私経済に対する介入を許容する産業政策は特に、先進国においてタブーにしてきたのが事実である。開発が遅れた後進国が工業化するために保護が必要だという幼稚産業保護論、そのほか市場の失敗に従って公共介入の必要性が強調されるなどという産業政策は、かつて議論されてきた。ところが、1970年代中頃以降、日本が産業発展に成功した産業政策の内容が幅広くなるに従って日本の産業政策に対する国際的関心が高くなった。特に、最近米国は、産業の国際的競争力を高めて貿易赤字を減らすため産業政策を講じている。小宮隆太郎は「日本の産業政策」という本で「産業政策」ということを次のように説明している。

産業間の資源分配と私企業の経済活動をある他の形態で変えようとする政府の政策として生産、投資、研究開発、近代化、産業再編成を促進することであると定義している。

それをもっと具体的に説明すると、①産業としての資源分配は産業一般の社会間接資本に関連する政策と産業間資源分配に関する政策。

② 個々の産業組織に関するもの。

③ 各分野ごとに内部組織に関連する政策（産業再編成、集約化など）

④ 中小企業などの産業組織的政策がある。

このような産業政策の立場は何かに対する経済学的な実証とはないのである。しかし、ひんばんに提起されるのが資源分配に関する「市場の失敗」である。

市場が資源の最適配分の失敗に応じて市場機構の欠陥を補完するのが産業政策の基本的な役割である。

そのような立場から出発して規模の経済性、外部経済効果、独占の排除、幼稚産業の育成基準、研究開発、研究進歩の装励、社会間接資本施設の建設などが産業政策の内容となる。

しかし、産業に対する政府の介入はむしろ市場の失敗をもっと拡大させる危険がある。また、どこまで市場の失敗と見るかに対して主観的判断が介入する素地が多いためOECDのガイドラインは社会的利益と個人的利益を相互比較して厳格に適用することを勧奨している。ところが日本の高度成長期と韓国の工業開発時期の産業に対する資源配分の介入は国家経済を発展させて国際競争において打ち勝つ産業を育成させることで戦略的な目的がある。

幼稚な段階にある産業は国際的な競争で生き残られない。実際に国際市場は多国籍企業の市場支配のため開放を通じて国民の厚生を増大させない。したがって長期的で国民厚生を拡大し、資本蓄積が不足な状態のもとでは国内産業の選擇的育成が不可避だという主張は説得力を持っていることは事実なのである。しかし政府の介入は必要最少限とし、限時的に運用されるべきである。

産業政策の意思決定過程が重要視されるのも産業政策の効果性の制約性と市場の効率性を高く

評価しているためである。

7. 3 日本の産業政策

7. 3. 1 復興期の産業政策

戦後初期の当面の経済課題は生産と国民生活水準の回復であった。またひとつは戦後処理の一環として経済の自由化と民主化措置であった。

① 生産回復のために取った産業政策の手段としては、生産開発のため傾斜生産方式で強制的な輸入代替戦略である。その目的で物資配給、価格統制、復興金庫融資があった。高炭価、高鉄価の問題を解決するため鉄鋼、石炭、電力、計画造船などの合理化計画を推進するにあたって租税特例措置、財政投融资、海運利子補助、外貨割当、外国技術導入優先許可などが、支援された。

② 新規産業振興のため合成繊維、機械工業振興臨時措置法（1958年）が制定実施された。

合成繊維（1953.4）、石油化学（1955.7）、機械部品一般機械（1956.5）、電子工業（1957.6）の育成があった。それに対する育成支援は輸入規制下で（石油化学は除外）関税、法人税減免、外国技術導入の許可、新規参入の調整、低利資金の支援と合理化カルテルが可能となるように独禁法が改正された。

③ 競争促進のため制度的基盤の造成

日本経済が自由市場を基礎にして発展できる制度的な骨格が作られた重要な時期である。占領政策の一環として推進された政策は、財閥解体、集中排除措置、独禁法の制定と為替レートを設定（1949年、360円）として市場競争が活発化する基盤が整えられた。または国際市場との開放は市場競争の刺激となった。

そのような産業政策は試行錯誤もあったが外貨が不足する状態下で産業自立のための努力は大きな成果を上げることになった。産業政策の内容と手段は変化する経済的条件に伸縮的に対応しながら変ってきたのが事実である。

特に、ここで注目されるのは機振法の中規模専門メーカーの育成過程である。法制定の背景は完成業体と下請部品業体の間で格差が大きいため母企業が一環的に生産する体制を作る結果、操業度が低い設備を各母企業が保有するとなる不合理な点と下請企業は景気調節の安定のため低水準の賃金に依存する体制が形成されたので、これを打開する政策転換が必要となった。政策手段である部品業体あるいは大企業の部品整備に対してつくらない設備は売れという。いわゆる合理化カルテルの指定が重要な政策手段となった。

1956-1970年の間、合理化カルテル品目件数は17件数であった。もう一つの政策手段は特定機械等に対する政府の資金支援である。（政府資金依存度41%）

同法の施行は規格統一と技術革新の大きな効果を上げたのであり、自給的産業構造実現に

重要な役割を果たしたのである。

7. 3. 2 1960年代の高度成長期

1960年代は日本経済が完全雇用経済での移行と同時に、二重構造の解消、慢性的な国際収支赤字が解消されて自由世界中米国の次に経済大国が実現となる時期である。

したがって、制度面においては貿易と対内直接投資の自由化が推進され、IMF、GATTに加入となって1964年にはOECDに加盟した。

① 自由化政策と競争政策

日本においては貿易自由化は1961年より段階的に実施して自由化率が1964年には90%となった。IMF 8条国へ移行し、為替自由化を施行したのは1964年4月であった。資本自由化は1967年の第1次資本自由化が初め、1973年の第5次自由化で完了した。貿易、為替、資本の自由化は輸入割当権、技術導入、合併事業などの政策の認許可権がなくなって価格機構による資源配分を意味することで統制からくる産業の非能率を除去するきっかけになった。

② 自由化に対応する新産業の秩序政策

自由化対策に対する新しい産業政策が試図された。その内容は過当競争より有効競争を確保するため企業の集中、合併、共同行為を促進し、生産量、設備投資、価格に対して政府が介入できる法的根拠を備えることであった。（特定産業振興臨時措置法案の制定）

ところが、同法案は業界の自主調整方式の主張と学界の反対などで廃案された。同法案の問題点として指摘された内容の中で重要なのは独禁法を形骸化するカルテル、合併を原則として自由にする内容であった。

③ 設備投資調整に対する官民協働方式の導入法案は廃案されたが非公式的産業政策として石油精製、石油化学、合成繊維、紙パルプなどの素材産業を対象にして実施された。

④ 生産分野調整、専門生産体制確立

企業数の過多、過小規模、過当競争を解消するため事業の共同化、協業化を推進したものである。（工作機械など）

7. 3. 3 石油危機以降の低成長期

日本経済は1970年代に入って先進国型経済構造となった。ところがいままでの自由と平等、互惠を理念としたブレトンウッズ体制と固定相場制が崩壊された時期であった。または石油を含む資源価格が急騰した時期であった。戦後世界経済の成長を支えてきた経済与件が根本的に変わったものである。

それと同時に日本は国際収支の黒字不均衡が拡大する過程において対外的には、米国から繊維、鉄鋼などの貿易摩擦を起ったのであり、対内的には、国際収支の黒字不均衡にしたがって

1969～1972年において本源的通貨が大きく供給されて高いインフレの原因となった。

そのように国内外的に構造が急激に変化した時期の産業政策は市場機能重視型あるいは情報提示型の誘導政策に転換せざるをえないが戦略産業に対する政策介入は引き続けた。

(1) 知識集約型産業構造転換

知的労働投入量が大きく資源投入量は相対的に少ない産業を知識型産業とすれば、たとえば、①先端技術産業（IC、コンピュータ、ロボット、フロン・ケミカル、新金属など）、②高度組立産業（航空機、NCマシンなど）、③ファッション産業、情報処理、提供産業である。このような産業を育成するため特定機械情報産業振興臨時措置法により指定された産業に対して税制、金融上の優遇措置と技術開発補助、共同開発誘導などの政策手段を講じたのである。

(2) 長期不況産業に対する調整政策

1976～78年の安定成長期には貿易摩擦の多発化による長期不況産業について産業政策が推進された。（特定不況産業安定臨時措置法）同法は1988年6月30日までの時限立法として過剰設備の共同処理、政府による設備共同処理計画の政策、設備処理共同基金の設立、雇用対策および地域対策のため必要な法制定（特定不況業種離職者臨時措置法、特定不況地域離職者臨時措置法）は、重要な内容である。そして1983年5月に特安法を補完する目的で特定産業構造改善臨時措置法を制定した。同法の内容は、共同処理外に共同生産、合併、生産性向上を図るための設備投資および技術開発の推進を内容にしている。

7. 4 技術開発動向と政策

7. 4. 1 技術開発投資の理論

研究開発投資に対する経済学的理論は投資の資源の最適配分について市場機能にまかせるかあるいは政府が積極介入して研究開発投資を拡大するかということで多くの論議がある。すなわち、後者の立場は過少投資論としてアーロ（1962）による指摘された技術知識の公共財性格を強調している。

技術知識あるいは情報は開発者の専有不可能性のため、研究開発投資を回避して研究投資が社会的に好ましい水準よりむしろ過少投資しがちがある。それ加えて研究開発活動は常に不確実性下で資源配分をせざるをえないためリスクをとまなう研究開発について資源配分が過少になる可能性が大きいのである。それ以外に、私的研究開発活動は独占または競争市場構造にも影響を受ける。すなわち、独占市場には競争市場より研究開発の誘引が少なく競争市場で技術開発に成功する企業も市場で形成される価格で売るので、結局、社会的に好ましい水準より低い投資が行なわれる。

このような過小投資論に対して反論が提起されている。

研究開発投資の自体成果に関する専有不可能があるにもかかわらず、研究開発成功に対する事前情報による所得配分効果をあげられるので研究開発投資は過小とならないと主張する。しかも、企業間の研究開発競争はむしろ過大投資の危険があると主張する。

研究開発競争理論は、決定理論的接近とゲーム理論的接近に分けて発展つづけてある。

このように、過小や過大理論にもかかわらず、公共技術の必要性、そして技術の公共財的性格のため、政府の介入は広範囲のである。

特に、工業化初期段階において開発途上国は企業自体技術蓄積の貧弱性と資源不足で技術導入を積極化し、財政投資を増している。

しかも、金融産業が発展しない状態において政府主導による工業化を向ける国家の企業は不確実性が高い技術開発投資を回避するため、相対的に政府による直接あるいは間接的な支援制度を備えている。

7. 4. 2 技術導入と研究開発動向

(1) 導入技術の役割

戦後、日本の高度成長期と1960年以降韓国の経済成長における技術導入の役割は非常に大きなことである。

先進国に比べ技術水準が低く自体技術開発能力は不足するので、いままでの工業化推進過程で必要技術の確保は技術導入に依存してきたのである。

技術導入は輸入代替と輸出増大に寄与して高度成長および工業構造の高度化を実現した。

日本は1950年、韓国は1962年、技術導入の規制、監視あるいは誘導促進措置が取られた後、日本は1968年、韓国は1984年は完全に自由化となるまで産業構造および産業組織に大きな影響が及ぶと同時に、重化学工業に決定的に寄与したと見える。

技術導入件数と業種別件数を韓国と日本とを比較して見ると、韓国は1973年以降重化学工業を推進しながら設備投資とともに技術導入が著く増加したのである。

1985年には、総 454件で代価支払額は 300百万ドルである。その中で約60%が機械・電気・電子部門として現われた。

件数面においては、1965年度の日本とほぼ同じ水準である。

1984年で日本は2400件の技術導入をし、2800億円の技術導入料を支払った。その中で約60%がやはり機械、電気、電子部門である。

特に注目をあびるのは、繊維、衣類産業の技術導入が12.6%を占める。それは、衣類のファッション化と高付加価値製品で構造転換の目的の技術導入と見られる。ところがこのような技術導入が経済成長に寄与するためには何よりも自体の技術吸収能力が重要なのである。

日本の技術吸収能力が高くなったのは、教育水準が高いし、かって戦前の優れる技能熟練を持つ人材が豊富であったという点である。

韓国の場合には、教育水準は高いけれども経験と熟練が豊富な人材が不足したので、設備導入および技術導入をいっしょにする方式が採られた。

表7-2 技術導入の・韓・日間国際比較

	韓 国		日 本	
	技術導入件数	代価支給額 (百万ドル)	技術導入件数	代価支給額 (億円)
1965	4		472	596
1981	247	107	2,076	2,596
1885	454	300	2,378 1)	2,814
繊維, 衣類	15		300	
化 学	68		179	
機 械	151		578	
電気, 非金属	39		53	
其 他	63		451	

注 1) 日本は1984年基準

出所：韓国「産業技術白書」、日本「科学技術要覧」より

(2) 技術開発投資

日本経済は1960年代中盤から自由化は始まった。その時、日本企業は外国企業と国内市場で競争が激化すると、競争外国企業から技術導入が困難することを予想して自主技術開発体制を備え始めた。それとともに政府も技術導入促進政策から脱皮して技術開発誘引制度の幅を拡大した。

日本は1956年を境に科学技術投資を増す一方、研究者数も大幅に拡大した。

GNP 対比技術投資は1985年において日本が米国と西独に比べて低い水準であったが、1984年には 2.62 %で大きく増加し、研究者数も人口千人当たり 3.1人として米国と同じ水準である。

韓国も1970年代末より経済構造調整期をかけて、物価安定とともに技術投資が増加し始めた。1985年現在GNP 対比投資は 1.7%であり、研究員数は 374名でまだ先進国に比べて低い水準である。

研究費に対する政府と民間の分担率を見ると、1984年で日本は20.8%、米国は46.6%、西

独も42.3%に反して韓国は20.6%である。

米国が高い理由は国防研究費の比重が大きいことである。それを除けば28.8%水準である。

技術投資の効率性を高めるため、政府と民間の役割分担が合理的に設定され、民間市場を通じて技術開発投資が行われることが好ましいのである。

日本は国防関係の技術負担が低く財政による民間研究所の委託研究が少ない反面に相対的に企業間の研究技術開発の競争で政府負担率が低いのである。

分担率の高低よりは、競争の確保、公共技術の開発、基礎研究、危険度が大きな大型研究課題などの技術の性格に従って合理的な役割分担が行われるべきである。技術開発需給市場は競争的に形成されて研究開発投資の効率性が提高されなければならない。

表7-3 研究開発指標の国際比較

		G N P 対 比 研究投資 (%)	政府負担比率 (%)	研 究 者 数 (4人)	人口千人当り 研究者数 (人)	備 考
韓 国	1984	1.7 1)	20.6 2)	37	0.9	
日 本	1965		30.8	304		
	1984	2.73	20.8	370	3.1	
西 独	1984	2.80	42.3	115	2.1	
米 国	1984	2.62	45.7	742	3.1	

註1) 1985年基準, 2) OECD の分類基準に従って政府出捐研究機関を民間に分類

出所: 韓国は科学技術処、日本は科学技術要覧

具体的に政府財源がいかに使われているかを見ると、韓国は政府出資研究機関で52.6%を用いている。公共技術研究機関と大学は相対的に非常に低い。したがって基礎研究投資と公共技術投資水準が低くてその代り政府出資民間研究機関に対する政府財源投入が大きいため、研究結果の企業性や研究投資の効率性が憂慮される。それに反して米国は民間企業に対し研究委託を実施することで研究効果を高める利点がある。

日本は政府財源を国公立公共研究機関と大学と公共技術の充実化を図っている。

西独は大学と企業に対する投資の比重が高くてやっぱり基礎研究を強化し、研究の効率性が高い民間で委託する研究が多い。

いまから韓国は、漸増する化学技術投資の効率性を高めるためには政府部門役割の再定立が必要である。

表 7 - 4 政府負担研究費使用比重の国際比較

区 分	国公立研究機関	民営研究機関	大 学	企 業
韓 国(1984)	29.3	52.6	17.3	0.8
日 本(1983)	45.5	3.7	45.4	5.4
米 国(1983)	25.4	4.2	18.6	51.8
西 独(1983)	11.6	20.8	37.8	29.8

出所：韓国科学技術処「'84 科学技術研究開発活動調査」

次は民間企業のある産業部門が一番活発な投資をしているのかを比較するために売上額に対する技術開発投資の比率を見る。

1985年に韓国は製造業全体が 1.39 %で精密機械、電気、電子、精密化学の順に高い。

日本の場合には(1984年基準)製造業平均が 2.34 %であり、精密化学、精密機械、電気、電子、輸送機械が高いことを示す。

第1次金属は韓国の2倍水準であった。米国は全体平均が 3.10 %で非常に高い水準であり、精密化学、精密機械、電気、電子の順に現われている。特に、韓国が相対的に低い産業は非金属鉱物、第1次金属などの素材分野であった。

7. 4. 3 日本の技術政策

(1) 技術政策の推移

日本の技術政策は高度成長時期と低成長期に分かれて見られる。

<1945-1960年末>

- ① 戦後から1960年末までにかけて前半期には海外から技術導入促進のため所要外貨に対する優先支援、そして重要外国技術使用料に対する源泉徴収税率を軽減した。(1953年に設置して1967年で廃止)
- ② 1948年で資源開発促進、生産方式の近代化、工業標準化、民間企業の開発造成などの技術行政を担当し、鉱工業技術に関する試験研究の推進体としての13個の試験研究所を含む工業技術庁が設立された。同庁は1952年に工業技術院に変わった。
- ③ 技術開発振興のため、大型工業技術研究開発制度を創設(1966年)して民間が開発しにくい重要技術に対する国家負担制度が創設された。
- ④ 民間技術開発の助成を誘導するため、いろいろの制度が実施された。
 - ・ 研究開発を複数の企業が共同して研究できる環境を整備するために「鉱工業技術研究組合法」制定(1961年)重要技術開発費補助金制度を創設(1968年)した。
 - ・ 試験研究費の特別税額控除制度(1967年)と研究開発商品化のための長期低利融資

(日本開発銀行国産技術振興金制度) 制度が実施された。

- ・ 政府試験研究所に試験研究所上行政上必要な研究開発、大規模な研究などで経費および人員を重点的に配分する特別研究制度を実施した。(1953年)
- ・ 技術開発基盤の整備として1949年に「工業標準化法」が制定され1959年には特許法が制定された。

<1970年代以降>

1970年代は日本技術が先進技術水準に接近した時期である。1972年以降技術輸出額が超過された状態が引続き、特に、公害防止技術などは世界のトップ水準を達成した時期であった。

技術政策の重点目標は研究開発体制の整備、先端研究開発拡大が推進され政府の科学技術投資が大きく増加した。

① 技術政策における政府の役割

技術進歩は基本的に市場メカニズムに立脚して民間企業が活力を発揮しやすい環境整備改善を図謀する。

但、政府は技術基盤となる産業基盤技術と危険負担が大きい大規模システム技術および国民生活、社会と関連が深い公共技術開発を担当した。

② 自主技術開発体制整備

自主技術開発を推進するためには創造性を発揮しやすい体制を整備し、人材養成、研究管理技法開発、体系研究開発体系の方向に転換し、リスクに対応できる技術開発体制を整備し、特許制度を政策的に活用した。

③ 重点的技術開発

日本は自主技術を確立するためにバーゲニング・パワーを高めて、経済安全保障の確立に寄与できるように戦略的に重点的な開発を推進した。それは産業全体の共通的な基盤技術開発で力を注げた。同技術はリスクが大きいあるいは開発成果は広範な分野に及んでいるので成果が大きいのみならず海外から技術導入が難しいので政府の先導下で推進された。

④ 次世代産業基盤技術研究開発

次世代産業の確立に必要な基盤技術の開発のため民間の潜在力を積極活用する「次世代産業基盤技術研究開発制度」を1981年に創設した。

本制度には革新性がきわめて高い技術として効果が大きく広範囲に及ぶ、そして、研究開発期間が長期であり、リスクが高い分野である新材料、バイオテクノロジー及び新機能素子分野の中で12個課題を選定した。

民間企業の技術と知識を最大限活用するため並行開発方式を採用し、研究機関は長期という点を考慮して段階別目標設定方式によって中間評価実施し、最適開発方式を採った。

⑤ 大型工業技術などの研究開発

大型工業技術の研究開発は工業技術院が中心となって産業界、学界及び研究省庁などが集結する体制下で実施された。研究開発の成果として出願された工業所有権は2200件である。それ以外にも地域産業の振興を目的で重要地域技術の研究開発制度が（1982年）創設された。

(2) 国立試験研究所における研究開発

日本において財政資金の45%程度を使用することが国立試験研究所である。1985年の研究開発従事者数においても国営が18千名であり、公営が25千名で規格面と財源入面において膨大する。

表 7 - 5 省庁別主要研究所現況

省庁別	研究所数	1985年 予算 (億円)
科学技術庁	6	250
文部省	8	65
厚生省	8	96
農林水産省	25	548
通商産業省	16	347
運輸省	6	73
其他	13	201
合計	82	1580

出典、科学技術庁「科学技術要覧」

試験研究所が研究する分野を見ると次のようになる。

- ③ 経営研究：目的基礎研究として研究課題とは研究者の発想、学会の動向、産業界の要請による研究所長等が研究開発選定のためアイデア開発段階である。
 - ② 特別研究と指定研究は応用研究としての広範囲な技術需要調査等を通じて選定、実施し、基礎的な分野のみ担当し、実証研究は民間に委託する。
 - ③ 特に、研究成果を高め相互技術情報を円滑にするために工業技術院の試験研究所を中心に「流動研究院」制度や「工業技術連絡会議」を運営していると同時に中小企業事業団の研究制度との連結利用されている。
- (3) 民間技術開発の造成として次のような項目がある。
- ① 重要技術研究開発費補助金
 - ② 石油代替関係実用化開発補助金
 - ③ 新発電技術実用化開発費補助金制度
 - ④ 国産技術振興資金融資（日本開発銀行）

⑤ 鉱工業技術開発組合（現在38個組合が活動中）

⑥ 技術振興税制

- ・ 試験研究費が増加する場合の特別税額控除制度
- ・ 鉱工業技術研究組合に対する賦課金の支出等の税制上の優待措置
- ・ 試験研究法人に対する寄付金の損金参入

7. 5 中小企業の動向と政策

7. 5. 1 中小企業の動向

韓国経済はこの20年間高度成長を成し遂げるのは大企業が索引役となった。

こうした大企業の躍進を支えてきたのは、主として先進国からの導入技術、部品機器、設備輸入等であったことはこれまでの分析中で述べたとおりである。

これに対して、日本は工業化推進の歴史が長くて既に戦前から中小企業が大きく発展してきた。特に、戦後初期に財閥解体等民主化政策は小企業発展の基盤となっている。

しかし、先に述べたように韓国産業の自給率が低いのは中小企業が落後になったのである。したがって、中小企業の発展は韓国経済が解決すべき最も重要な課題である。

韓国と日本の製造業の中小企業指標を比較すると従業員数、事業所数、付加価値面で韓国がいずれも低い水準にとどまっている。

数的には大企業数が経済活動人口数と比例して日本と同等の規模を有するに至っているが、中小企業はこれに比べて大きく立ち遅れているといえることができる。

単純に計算すれば、日本では大企業1社に対し約120社の中小企業が控えていることになるが韓国ではわずかに36社にすぎない。

表7-6 製造業の韓日比較(1982年)

(万人)

	韓国	日本	韓国/日本
経済活動人口	1,500	5,700	2.6
従業員数	210	1,048	2.0
中小企業	113	754	1.5
大企業	97	294	3.3
事業所数	36,799	427,870	8.6
中小企業	35,805	424,347	8.4
大企業	994	3,523	28.2
付加価値	16,246 (10億ウォン)	76,180 (10億円)	7.3 (ドル換算)
中小企業	6,253	42,590	5.0
大企業	9,993	33,590	10.1

(註) 中小企業の範囲は韓国は従業員 5-299人、日本は従業員 4-299人

出所: 「主要経済指標1984」韓国経済企画院、「日本統計年鑑1984」総務庁

またさらに中小企業のなかでの構成比を見ると韓国の中小企業の占める割合が大きく、従業員19人以下の小企業だけを見た場合には韓国製造業の構成比較差はさらに拡大する。

このような中小企業に対する依存率の低さはとくに日本に対してということではなく、世界的にみても同様のことがいえる。

1982年を基準に韓国は事業所数が97.3%、従業員数53.8%、生産額が34.4%、付加価値が36.2%にすぎなかったが日本、台湾、米国も中小企業の比重が高い比重を占めている。

業種別にみた事業所数を比較すれば日本を100として中小企業の平均が8.4%であったが繊維・衣服・皮革と石油・石炭、ゴム製品、非金属鉱物製品は多い。

しかし、金属・機械類部分は日本より下回っている。

このような現象は産業自給率が低い水準をこのままに反映した結果だと思えます。

日本において多数の中小企業が新企業などの大企業や他の下請企業との間に分業関係を保ちながら日本経済発展に大きく貢献してきたことはよく知られることである。

日本の下請企業は正確な納期、高い品質とコスト低減努力によって親企業の要請に応え、それぞれの専門分野においては大企業をしのぐ生産技術水準へ到達したのも現われている。こうした下請企業の技術力は完成品の品質や性能を大きく左右し、ひいては産業の競争力に影響を与える大きな要因ともなっている。

一方、韓国は国産化率の向上、即産業自給向上が国家的な課題となっているなかで低い外注

率不安定な発注、納品条件の不合理等分業体制が不合理なものである。

7. 5. 2 日本の中小企業政策推移

戦後日本経済の高度成長過程において中小企業の演じた役割はきわめて多様である。

戦後に新たな競争基盤下に中堅企業出現、専門企業成長、下請企業の発達と組立機械工業発展などはその一例である。

今日では日本産業の国際競争力を支える効率的な中小企業の存在は全体として、濃密な社会的企業のシステムの成熟と評価される。

このような中小企業の利目●●な中小企業の成長は戦後経民主化の改革による財閥解体の経営資源の供給の役割を果たす。

また私的独占の禁止と不当な取引制限の排除に関する「独占禁止法」と「過度経済力集中法」による政策遂行にあたる中小企業庁の設立は自由な競争経済のもとにおいて健全な中小企業を育成するという基本理念である。

そのあと、中小企業政策は経済発展段階と経済条件に対応して変化してきたが、大きくわけて1955年までに弱者として中小企業保護政策、1955年以降60年までには近代化政策が1970年代には産業政策的な次元に高度化等産業構造改善政策が中心になっている。

7. 5. 3 金融政策と組織化政策（1955まで）

中小企業に対する金融政策は中小企業金融専門の政府系金融機関の確立と信用補完制度の整備を中心に展開された。

(1) 国民金融公庫（1949）

国民金融公庫は1949年国民金融公庫法によって設立された。貸付財源は政府からの出資と財政投融资資金で構成され銀行等その他の一般金融機関から融資を受けることが困難な小企業者に対して小額資金を融資した。

(2) 中小企業金融公庫（1953）

中小企業金融公庫は中小企業の成長・発展を促進するため、設備資金と長期運転資金を中小企業に融資することを目的に中小企業金融公庫法に基づいて設立された。

勿論この公庫は全額が国の出資によって設立され、国からの出資金、財政投融资から融資、債券発行により貸付財源を造成した。

(3) 中小専門金融機関の設立

中小企業に対する金融資金の円滑に供給するため、相互銀行法（1951）に基づく相互銀行、信用金庫法（1951年）に基づく信用金庫、中小企業協同組合法に基づく信用組合（商工組合中央金庫）の3種類の専門中小金融機関が設立される。

日本の高度成長期において中小金融機関の資金仲介役割はきわめて大きい。

都市銀行は大企業の系列金融下にあるから中小企業事業者は銀行からの貸し付けがむずかしい。したがって中小企業者と地方の中小企業はこのような中小専門金融機関から資金融通が可能であった。

(4) 信用補完制度

中小企業者は信用不足と担保財産がないから銀行等制度金融機関より融資しにくい。この問題を補完するために、中小企業信用保険法（1950年）に基づき中小企業信用保険公庫が設立された。

中小企業者が民間融資機関から資金を借入する際に信用保証協会が債務の保証を行いこの保証を中小企業信用保険公庫が保険するという仕組みである。

信用保証協会は信用保証協会法（1953年）に基づいて特別な法人で国および地方公共団体が財政援助等を行なっている。

中小企業信用保険公庫は信用保証協会の保証債務についての保険業務と信用保証協会の保証業務に必要な資金の貸付を行う。

(5) 組織化の推進

中小規模の事業者が共同購買、共同販売等相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うための中小企業協同組合法（1949）に基づく各種の組合、業界の改善発達を図るための中小企業団体の組織に関する法律（1957）等による各種組合があった。

各種組合は競争制限等カルテル行為を通じて共同利益を追求してきた。

7. 5. 4 中小企業近代化政策（1955～1970年）

その時期は、日本経済が高度成長によって人力不足が示すから中小企業もいままで低賃労働力に依存した時代は終わった。

したがって中小企業自身も新たな経済状況に対応するために設備改替等生産性を高めることを迫られるものであった。

政府も中小企業の近代化だけでなく賃金上昇にともなった物価上昇を抑制するために新たな次元の中心企業政策が必要であったと考える。

したがって1963年に中小企業基本法と中小企業近代化促進法の制定、中小企業指導法と中小企業投資育成株式会社法が制定される。

(1) 中小企業近代化政策

中小企業近代化促進法に基づく指定業種の近代化計画の策定と特定業種の近代化政策が分けて推進された。

近代化促進法に基づく指定業種の指定要件としては、産業構造の高度化または国際競争力

の強化を図る必要がある業種に加えて、国民生活の向上に寄与する業種を指定した。

指定業種は、近代化計画を策定して中心企業近代化審議会の審議を経て、国が近代化計画を定めた。近代化計画にしたがって各種支援と助成措置が取られている。

具体的な節次要件と支援内容は（図7-1）のように金融と税制面の支援措置から見れば中小企業の設備投資と技術開発に力点を置く。

図7-1



(2) 中小企業診断・指導事業

中小企業の近代化・合理化を図るためには中小企業者の自主的努力を助長することが最も重要であり、これが効果的に行われるよう適切な指導が必要である。

この目的にそって診断・指導事業が体系的に整備され、本格的に実施されたのは中小企業指導法（1963年）が制定されてからである。

中小企業指導法は国、都道府県等に中小企業総合指導所が設置されており、ここに経営に関する専門知識を有する職員が中小企業診断士として配置され、診断・指導を実施した。

この診断・指導事業実施について国家は中小企業総合指導所および中小企業地域情報センターに対して事業費の援助や診断・指導用機器購入費の援助を行う。

診断の内容は一般診断と近代化促進診断に大別されたが、省エネルギー診断、設備、経営診断等細かい分野まで拡大している。

(3) 中小企業投資育成株式会社制度の導入

中小企業者の自己資本充実のために新株および転換社債を引受するとともに経営、技術上のコンサルテーションをあわせて行い、中小企業者が株式市場への上場基準に達するまで育成するための機関である。

7. 5. 5 構造改善対策（1970年以降）

高度化事業は中小企業の経営環境の変化に対応する近代化・合理化の一つの施策として組合が共同で中小企業の適正化、事業の共同化、工場・店舗等の集団化事業の転換および小売商業における経営形態の近代化する場合に中小企業事業団法に基づいて設定された中小企業事業団と都道府県とが協力して行なっている。

その他にも①事業転換対策として、特定中小企業者事業転換対策臨時措置法により事業の転換を行う場合に金融・税制上の特別措置などが講じられる。

② 下請企業の振興策（下請中小企業振興法、1970）と下請取引の適正化を図るために下請代金支払遅延等防止法（1956年）と建設業法に基づき、不公正な取引行為が規制された。

③ 技術振興のために技術指導、技術関係造成支援、技術者研修、技術移転交流、技術情報の提供が中小企業事業団によって行われる。

④ 連鎖倒産防止対策として、倒産関係特別保証制度と倒産防止共済制度が設けられた。

7. 5. 6 財政補助と投融资支援

中小企業者に対する資金援助政策として民間金融機関の中小企業向け貸出資金の確保と政策金融支援制度は既述した。

ここでは財政補助と財政投融资支援を見ると、中小企業に対する財政補助は一般会計予算中0.2%水準である。（1980年基準）

特に財政事業中に高度化事業が1970年以降急激に増加した。また指導事業は1975年以降に小規模企業を対象として大きく増加した。

中小企業向け財政投融資支援は1980年基準で全体投融資中19%が支援された。

中小企業の融資中約20%が政府系中小金融機関から受けた。

表7-7 中小企業対策予算等の推移

年 度	1960	1965	1970	1975	1980
一般会計予算(A) (百万円)					
①中小企業近代化促進	1,475	5,141	3,710	5,467	8,147
②中小企業高度化	-	7,060	26,278	50,183	92,034
③中小企業指導事業	711	2,431	6,043	21,976	40,386
	(403)	(1,743)	(4,081)	(16,894)	(31,247)
④金融対策	-	8,000	11,750	43,931	90,300
		(-)	(-)	(16,531)	(18,400)
中小企業対策費計 (その他を含む)	2,581	21,793	50,318	127,815	243,475
財政投融資(B) (億円)					
⑤中小企業金融公庫	315	1,043	2,263	5,830	15,265
⑥国民金融公庫	290	868	2,364	6,217	15,066
⑦商工組合中央金庫	30	134	122	473	723
⑧中小企業事業団	-	-	204	422	164
中小企業対策費計 (その他を含む)	744	2,045	5,523	14,505	34,004
政府系中小金融機関の融資シェア(C)(%)					
⑨設備資金	29.0	19.5	17.9	21.7	20.1
⑩運転資金	5.2	6.2	6.6	10.2	10.3
設備・運転資金計	8.7	8.8	9.3	12.8	12.6

(A)(B)は大蔵省『国の予算』、(C)は日銀『経済統計月報』による。

- ①の内訳は設備近代化補助、下請企業振興、中小企業・サービス近代化 ②は、中小企業事業団出資・補助。③は、小規模企業指導補助、診断・研修事業補助、技術指導・技術研究開発促進補助、組織化対策、④は政府系中小金融3機関出資・補助・貸付金、信用保険公庫出資、信用保証補助。
- ③の()内は、小規模事業対策の、④の()内は小企業経営改善資金融資制度の予算額。
- 政府系中小金融3機関の融資シェアは、全融資機関の中小企業向け融資残高(年度末)に占める割合。

税制支援措置として経済条件にしたがって変化された。

今残された支援制度は

- ① 特定中小企業者転換するため試験研究賦課金の税額控除と円高に対応する欠損金の繰戻し還付。
- ② 設備投資及び試験研究費の支援等がある。

表7-8 下請中企業の実態(1980年)

	下請中小企業数(百)		下請中小企業比率(%)	下請專業企業比率(%)
	①	②	③	
製 造 業				
1986	2,996	53.3		—
71	3,552	58.7		—
76	3,734	60.7		81.3
81	4,654	65.5		82.4
従業者規模別				
1~ 9	3,856	67.8		84.4
10~ 99	752	56.4		73.5
100~ 299	46	54.8		66.7
業 種 別				
食 料 品	135	17.5		38.1
織 維	836	84.9		94.2
衣料・その他の繊維品	409	86.6		91.0
木 材 ・ 木 製 品	188	47.8		65.4
家 具 装 備 品	215	51.3		69.6
パルプ・紙・紙加工品	83	51.6		72.6
出版・印刷・同関連	272	59.0		62.5
化 学	18	38.5		53.6
石油製品・石炭製品	2	38.9		62.8
ゴ ム 製 品	55	71.8		86.9
なめし皮・同製品・毛皮	86	68.8		91.8
窯業・土石製品	107	36.6		71.5
鉄 鋼	59	72.0		73.1
非 鉄 金 属	47	73.6		79.5
金 属 製 品	675	78.6		79.7
一 般 機 械 器 具	524	84.1		84.0
電 気 機 械 器 具	273	85.3		88.6
輸 送 用 機 械 器 具	188	87.7		89.7
精 密 機 械 器 具	98	80.9		88.2
そ の 他 製 造 業	389	62.2		78.4

中小企業庁・通産省調査統計部「工業実態基本調査報告書」による。

①は、従業者数 300人未満の企業で、下請取引を行っているもの。②は下請中小企業数の中小企業数に対する比率、下請專業企業とは製品販売額に占める下請金額の割合が80%以上の企業をいう。③は下請專業企業数の下請中小企業数に対する比率。

7. 5. 7 下請制度と政策

日本において、産業組織の特徴中の一つが下請制度である。下請制度は日本文化的特性と経営合理化を追求する過程で発達した。特に1966年以降自動車、電子等組立重工業の発展とともに下請中小企業数が大きく増加して1980年には製造業の中小企業のうち65%が下請企業である。

下請企業に対する政府の政策は不公正な取引規制と造成対策であり、1960年初期に機械及び電子工業振興措置法による設備近代化と大企業と中小企業の設備調整は代表的な造成政策の一つの例である。

しかし親企業が自身の競争力の工場と安定経営を図課するために技術指導、資金援助等を通じて長期継続性を維持して共同発展をはかる。

参 考 文 献

- (1) 宮沢健一 「産業経済学」東洋経済新報社、1985
- (2) 藤田敬三 「日本産業構造と中小企業」岩波書店、1965
- (3) 植 草 ● 「産業組織論」筑摩書房、1982
- (4) 李 奎 億 「中小企業と大企業の産業組織的關係」、韓国開発研究 8-3、1986
- (5) 鈴木和志共著「日本の企業投資と研究開発戦略」東洋経済新報社、1986
- (6) 若杉隆平 「技術確信と研究開発の経済分析」東洋経済新報社、1986
- (7) 小宮隆太郎編「日本の産業政策」東京大学出版会、1984
- (8) 韓国産業技術振興協会「産業技術白書」、1986
- (9) 青木昌彦編「日本企業の経済学」TBSブリタニカ、1986
- (10) 土屋守章 「日本的経済の神話」日本経済新聞社、1978
- (11) 中村秀一郎「挑戦する中小企業」岩波新書、1978
- (12) トラン・ヴァン・トゥ「途上国の技術導入政策：韓国の経験」日本経済研究第16、1986
- (13) 通商産業行政研究会編「通商産業Ⅰ、Ⅱ」きょうせい、1983
- (14) 中小企業診断協会編「中小企業施策の手引」同文館、1986

第8章 経済発展と農業

農業には大きく2つの観点から政策調整上の問題点が存在する。一つは人口が多くて、食糧が足りない後進地域において生じる飢餓の問題であり、もう一つは過剰生産が発生する先進地域においての国際的摩擦と農業調整問題である。そのうち、先進国における生産過剰の問題が発生する理由はなんだろうか。それは、相対的に農業経営の与件が有利である競争力優位の国々においては農産物価格の安定及び農家所得の安定的維持のために、また、相対的に農業経営の与件が不利な国々においては食糧の自給と農家所得の保護のために、国家補助、あるいは貿易の国家管理を通じて生産を拡大しているからである。それによって、一応急激に工業化と緑色革命に成功した国々は農業補助を通じて食糧の安定的供給及び外貨の節約など一定の効果を取ることができた。しかし生産過剰が生じて、また、農業保護による持続的な農家所得の増大にも限度がみられることになって、いわば食糧問題は農業調整問題に切りかえられ、農業をめぐる農業貿易の摩擦と国内の農業調整過程において、政治的圧力が加えられる結果になった。

8. 1 農業の現況

8. 1. 1 工業発展と農業地位の変化

農業は工業化過程で労働力の供給、原料の提供、資本蓄積、食糧の供給などの役割を果たしているが、国々の経済が置かれている状況によってその役割は異なるといえる。工業が発展するにつれて、農業の地位はますます低くなる。従って、経済発展とは工業化によって実現されるのが一般的である。1960年以後の韓国の経済発展であれ、戦後の日本の経済発展であれ、すべては工業発展によるものであることはいうまでもない。それによって、工業化とは産業及び就業の構造において1次産業の比重が低くなり、2次産業の比重が高くなることを意味するのがわかる。韓国の場合、1960年に1次産業の生産が国民総生産のうち44.3%であって、また就業者においては63.1%が1次産業に従事していて典型的な農業中心の国家であった。しかし、工業発展によって、1984年には各々14.9%、27.1%の水準にまで下がって相対的に農業の地位は大きく弱まってきた。日本においても、1955年に生産と雇用が各々23.1%、35.6%から1984年には3.3%、10.9%に大幅に下落した。

このように、変化の程度における格差があるとはいえ、同じ趨勢が見られる。韓国の1984年の農業の比重は日本において1960年の水準に等しい。農業部門の相対的縮小の推移を見ると、韓国の場合には1960年から24年間、生産、雇用、農家世帯の数においてそれぞれ33.6%、42.9%、37.5%が減少した反面、日本には高度成長期間中である1955年から15年間に52.3%、53.5%、66.2%が減少し日本がもっと速い減少の現象を見せたことがわかる。しかし、韓国と日本の両

国とも1次産業がその所得に比べて多くの雇用を抱えている。これは所得の格差の原因になっているだけでなく、農業調整の困難を引き起こしているといえる。

表8-1 1次産業の生産、雇用、戸数構造と生産性

	韓 国				日 本			
	所得(A)	雇用(B)	農家戸数	A/B	所得(A)	雇用(B)	農家戸数	A/B
1955	48.9				23.1	35.6	33.6	0.65
1960	44.3	63.1	53.6	0.70	14.9	32.5	29.3	0.46
1965	39.4	58.6	49.6	0.67	11.2	25.5	23.5	0.44
1970	28.7	50.4	42.9	0.57	7.8	17.4	19.4	0.45
1984	14.9	27.1	20.1	0.55	3.3	10.9		0.30
増減率1)	△33.6	△42.9	△37.5		△52.3	△53.5	△66.2	

〔註1〕韓国は1960～1984年間、日本は1955～1970年間計算

韓国銀行、経済企画庁

1次産業の相対的縮小の原因は、①所得の上昇に伴う需要構造の変化である。家計の消費支出に占める食料費の割合、すなわちエンゲル係数は、韓国において1960年の64.3%から1984年には44.9%に減少して、日本においても1955年に52%から1983年には27%まで低下した。また、食料消費のうち加工食品の消費の比重がだんだん増加しつつある。②工業生産性の上昇が農業に比べて高いからである。経済発展の過程において農業の工業に対する実質労働生産性の比重は急激に低下してきた。1960～80年間に韓国における農業の労働生産性が年平均4.0%、工業は7.5%、日本においても農業の労働生産性が5.3%、工業は6.7%、それぞれ毎年向上することによって相対的な格差は拡大されてきた。③農業と工業の相対労働生産性の変化は農家と非農家の相対的所得水準に影響を与える。

表 8-2 食料消費需要変化指標

	韓 国		日 本	
	1965	1984	1965	1984
エンゲル係数	62.1	44.9	-	27.0
食料消費構成費 ¹⁾	100.0	100.0	100.0	100.0
国内産食料素材消費	59.2	23.0	16.9	13.9
輸入	27.9	61.4	64.4	66.0
加工品	12.8	15.6	18.7	20.1

〔註〕 国内産食料素材消費は農水産の民間消費分、加工品は食料品の中民間消費、輸入は農水産品と食料品の合計の中輸出を除外して、計算（1984年は1980年分で、韓国の1965年は1970年分）

就業構造をもっと詳しく見ると高齢化及び女性化の特徴があげられる。韓国の場合、60才以上の就業者の割合が1970年に農業において6.0%から1983年に12.7%になって急激に高齢化された（鉱業は1970年4.5%、1983年5.6%）。一方、就業者のうち女性が占める割合は1983年に43.2%で全産業の平均値39.3%より高い。このような農村人力の高齢化と女性化は雇用調整を難しくしている。日本の場合も同じであり、農家世帯員のうち60才以上の人口比率が1955年に10.7%から1975年に19.3%¹⁾に伸びて日本の人口構造の平均よりも20年程度速く高齢化の社会になりつつある（註1：「日本農業読本」東洋経済、馬場啓之助編）。

8. 1. 2 農業の利用と営農構造

韓国と日本は両国とも農業の基本単位において家族労働に依存する伝統的な小農経営の形態である。表3で見られるように、韓国は1975年と1980年に平均戸当面積が1.0ha水準であり、そのうち0.5ha未満が30%である。日本の戸当平均は1.2ha水準で0.5ha未満が41.6%を占めている。しかし、両国とも耕作地の規模においてほとんど変化がないという点が問題である。このような農地利用の形態は農業の競争力を高めるのに重大な制約要因になっている。いいかえれば、経済の発展及び産業の投入要素の変化とともに市場における構造調整が行われるが、農業における雇用と所得構造の相対的な縮小にもかかわらず、土地の規模の拡大など経済性が全然追求されないままであるが、これは経済・社会的な要因に基づいていて、くわしくはつぎのような理由のためであると思われる。

- ・各種保護による所得支持、人口の高齢化による職業の転換能力の不足と長子相続の文化的要因。
- ・財産維持（不動産増加利益）
- ・特に日本の農家は農外所得の比重が大きいため農業所得は別に重視されないこと。

表 8-3 経営規模別農家戸数構造

	韓 国		日 本	
	1975	1983	1960	1980
0.5ha 未満	30.2	29.3	38.3	41.6
0.5ha ~ 1	36.2	36.9	31.7	28.1
1 ha ~ 2	27.0	28.3	23.6	21.2
2 ha ~ 3	4.9	4.3	3.8	5.3
3 ha以上	1.6	1.2	2.5	3.7
戸当平均 : ha	1.0	1.1	1.0	1.2

資料 韓国は「韓国統計年鑑」日本は「改正日本農業基本統計」

作目別生産構造を見ると、しだいに米中心から野菜、果実、畜産の中心に変わっていきつつある。表 4 で示すように、韓国は1976年耕種作物の生産比重が87%から1983年に74.1%まで低下し、畜産の比重が高まった。韓国における1983年の作目別生産構造は1965年の日本にかような様相を見せている。しかし、まだ両国は共通的に耕種作物、特に米の比重が高く農畜産物の比重が低い。米国など西欧諸国では畜産物の比重が50%水準であるのに対して両国は相当に低い水準である。これは食生活の影響にも一部の理由があるが、自国生産を保護するための高価政策の追求で需要が抑制されるばかりでなく、生産供給者においても畜産が専門化されるよりは耕種作物を基本とする経営の副業対象にすぎない零細な構造をもっているからである。

表 8-4 農畜産物別生産構造

	韓 国		日 本	
	1976	1983	1965	1984
耕種小計	86.8	74.1	77.9	71.2
米	56.1	44.2	43.8	33.7
麦類	8.4	3.6	3.1	1.6
野菜	8.5	11.7	11.8	18.2
果実	2.7	5.9	6.9	6.2
養蚕	2.1	0.5	2.4	0.8
畜産小計	9.6	24.8	19.7	27.3
牛乳			3.8	6.4
鶏卵			6.3	4.5
牛			2.6	3.2
豚			4.6	7.6

資料 農業統計

農産物の需要構造も所得水準の向上とともに大きく変化してきた。経済開発の初期段階では韓国も日本のごとき主食である米の自給のための食糧問題が農政の重要な政策課題であった。また、食糧の増産は食糧の安定的供給及び外貨の節約という面から政策的な意味をもつばかりでなく、農民の所得増加という側面からも肯定的な意味をもっていた。しかし、所得水準の向上によって需要構造が変化し、また、供給面からも技術開発、水利施設など供給基盤の拡充によって米など主穀は構造的に供給過剰の状態に陥った。それによって、価格支持の下での生産政策は安値による輸出を意味することになった。韓日両国とも土地が不足するから需要構造の高級化及びそれに伴う生産構造の転換が行なわれるときには新たな価格支持の対象品目を定めなければならない。新しい価格保護の対象品目の決定において2つの問題が生じる。一番目は新保護対象品目の保護率を既存保護率の水準まで高める問題、二番目は農民の生産及び所得構造を新たな構造に転換することに伴う新投資と所得減少である。従って、農民は既存の所得源を守るために様々な政治・社会的圧力をかけることになり、国際的な貿易摩擦の問題が生じる。このように、需要構造の高級化への変化は農業政策の方向において食糧問題が農業調整問題に切りかえられるきっかけになるといえる。

つぎに、営農の迂回度を見るために、農林水産業の産業連関表上の投入構造を比較してみると、生産迂回度は高まっていて1980年の韓国の中間投入比率が日本の1965年の水準にほぼ等しい。韓国の農林漁業は機械化とサービス化が漸次拡大されると考えられる。1980年において韓国の投入係数は29.9で日本の45.6よりずっと少ない。その理由は機械化、農林水産物の商品化及び流通のサービス化が劣っているからである。これから先進化農業のための努力がもっと必要であると思われる。

表 8 - 5 農林水産物の投入構造

(a ij × 100)

	韓 国		日 本	
	1970	1980	1965	1980
種子等	12.8	8.9	11.6	12.5
食料品等	4.6	6.1	7.1	9.9
農薬、肥料等	4.7	9.5	5.5	9.0
機 械	0.3	0.2	1.1	2.0
商業・金融・運輸	2.5	2.8	3.1	6.6
そ の 他	2.5	2.6	2.9	5.6
中間投入計	27.4	29.9	31.3	45.6

「註」産業連関表から作成

8. 2 所得格差と農家所得の構造

農業と工業の相対的労働生産性の変化は農家と非農家の相対的所得水準に影響を与える。それで経済開発の初期段階では農業政策の中心は食糧自給のための増産政策に置かれる。食糧自給が達成したあとでそれ以上の増産政策は過剰生産を生じさせるため、政策の中心はしだいに食糧政策から農業政策に移り、直接的に農民の所得保証が重要な課題として表われることになる。従って、ここでは農家所得の構造を分析して農家所得の保証のための保護政策の手段と限界を論ずることとする。

8. 2. 1 農家所得の構造と要因

農業の相対的生産性が低いにもかかわらず農家の相対所得は急激な向上を表わしている。表6で示されるように韓国において1975年に農家所得を100とみなすときに都市勤労者の所得は98.4で、1983年にもほぼ同じ水準を示している。日本の場合には1960年に農家所得が100であるとき勤労世帯の所得が111.8で、その後農家所得の地道な向上で1983年には75.7になって農家所得が大きく改善されたことがうかがわれる。次にその理由を探ってみる。その理由の一つは着実な農外所得源の開発である。農家所得のうち農業所得と勤労者所得を比較してみると、韓国において1975年に1.2倍高かったのが1983年に1.5倍になって、農業所得が低くなったにもかかわらず農家所得は改善された。日本の場合には1960年に2.24倍から1983年に5.05倍に農業所得が相対的に大きく減少したにもかかわらず農家の所得水準が改善されたことは農外所得が大幅に伸びたからである。

表8-6 農家と非農家の所得比較

(家口当基準)

	韓 国					日 本				
	農 家 所 得			勤 労 者 所得(B)	B/A	農 家 所 得			勤 労 者 所得(B)	B/A
	農 業 (A)	農 外	計			農 業 (A)	農 外	計		
1960						50	50	100	111.8	2.24
1965						44	56	100	95.4	2.17
1970						32	68	100	87.3	2.73
1975	81.9	18.1	100	98.4	1.20	29	71	100	73.1	2.52
1980	65.2	34.8	100	119.0	1.82	17	83	100	75.9	4.46
1983	64.9	35.0	100	97.3	1.50	15	85	100	75.7	5.05

出所：農水産省「農家調査報告」

農家所得を高めたもう一つの理由は農家の交易条件の改善である。農家の交易条件の改善は農業の生産性向上と自由市場価格によるものというより価格支持によるものである。農産物価格が国際市場で形成されて、その交易条件が1960年の100 の水準から1980年には90の水準に悪化されたにもかかわらず、日本の場合には100 から205 にはぼ2倍以上に改善された。特に、1960～70年の10年間に大きく改善されたことがわかるが、これは価格補助、輸入など政府の保護政策に基づいたものと考えられる。韓国の場合には1970年を基準として農家の交易条件をみれば106.1 で同基準年度における国際市場の交易条件は96.9で、程度の差異はあるけれども、韓国とはほぼ同じ結果を示している。

表8-7 韓国と日本における農畜物と工業製品の価格変化の比較

		1960	1970	1980
韓国	農産物価格指数(1)		100	680
	工業製品価格指数(2)		100	641
	農/工交易条件指数(1)/(2)		100	106.1
日本	農/工交易条件指数(1)/(2)	100	179	205
国際市場	農/工交易指数	100	93	90

資料：韓国は韓国統計年鑑、日本は農業経済論123Pから転載速水祐次郎

農家の所得構造をみると日本において農外所得の依存度が絶対的に高いのに対して、韓国は農業所得に依存しており、それだけ農業政策選択において限界が存在することになる。特に、交易条件の改善において日本は1960～70年の間に大幅な改善が見られたが、それは農業の保護と支持政策が成功した結果であると評価される。しかし、韓国の場合には1970～80年の間に交易条件が6.1 %程度改善されたが、日本においては同期間中に14.5%改善されて、相対的に韓国における農家の所得支持政策の効果は少ないと思われる。このような結果に対する要因はいろいろあると思われるが、代表的には農業保護政策にもかかわらず工産品の価格が相対的にもっと上昇したからと思われる。韓国の農業政策の中心が食糧政策から農業政策に切りかえられる過渡期において、資源の効率的な配分、国際的な貿易摩擦などの問題からみて農業調整の必要性はますます高くなっている。このような農業転換期において農民の所得を保護・維持するのに障壁がある。いいかえれば、食糧政策から農業構造調整の政策に転換する過程において農民の所得向上のための対策が大事になってくる。この面から日本の農外所得の構造をくわしく分析して、ついでにその問題点及び農業保護における得失を述べることにする。

8. 2. 2 日本の農外所得

日本の農家所得のうち農外所得が増加してきたのはすでに見た通りである。

農外の就業形態を見ると、70%が職員俸給等恒常的勤務の形態で安定的な構造を持っている。

また自営形態の農外事業所得が10%水準、被用労賃が7%水準であり、配当・利子等資産所得も7.5%水準を占めていて所得構造が高度化されている。

表8-8 日本の活動別農外収入構成比

	%	
	1980	1984
農業事業所得	11.1	10.2
（畜工業）	（7.2）	（7.5）
事業以外	88.9	89.8
（職員俸給）	（73.2）	（73.0）
（労賃等日雇）	（7.4）	（6.1）
（配当・利子）	（5.3）	（7.5）

出所：農林水産省「農家経済報告、1986、1」

兼業所得を農地所有規模別に見ると経営規模が小さい世帯であるほど兼業所得に依存していることが明らかになった。

1970年の農業センサスによると0.7ha未満は兼業農家が90%以上であり、0.5ha以上も50%である。しかし、農業所得が50%を越え第2種兼業農家は富農であるほど大きく下落しているという点がみられる。

（表8-9）は農家の所得が土地を主な生産手段とする農業で農家の保有労働力を最大限活用し、所得の極大化を追求している面を見せている。

表8-9 経営規模別専兼業別農家構成（1970）

	0.3ha 未満	0.3- 0.5ha	0.5- 0.7ha	0.7- 1.0ha	1.0- 1.5ha	1.5- 2.0ha	2.0- 2.5ha	2.5- 3.0ha	3.0- 5.0ha	5.0ha 以上	平均
専業農家	7.8	7.8	9.9	14.0	20.9	27.7	32.0	34.8	38.0	47.6	14.5
兼業農家	92.2	92.2	90.1	86.0	79.1	72.3	68.0	65.2	62.0	52.4	85.5
1種農業	2.8	11.3	27.1	47.4	63.7	77.3	65.3	63.2	58.9	48.2	34.0
2種農家	89.3	80.9	63.0	38.6	15.4	5.0	2.7	2.0	2.2	4.2	51.5

出所：農林水産省「農家調査報告所」、1970

また、農家就業動向調査によると就業形態は一般的に90%が在宅就職であり、新規学卒者の場合も就職転出が1973年の50%水準から1984年には29%水準に減少している。そのかわりに在宅就職の割合が70%に増加していて、農村からの都市転出による人口集中問題も緩和されるのみならず、農村の生活水準が大きく向上しているのを見せている。

年齢別に見るとやはり34才以下が圧倒的に大きな比重を占めていて若い世帯が農村を中心とする新しい職業を選んでいるのを見せている。産業別就職者を見ると製造業が35%水準であり、その後は御売等サービス順に現れていて均衡のとれた産業別就業形態を見せているために一国家、一都市形態の雇用構造を持っている。従って、農外所得の増大は総合的な接近が必要である。製造業中にも機械・金属・繊維の順になっていて、農村生産物加工工場のみならず、雇用技術集約的産業が大きく進出しているのを見せている。

表 8-10 他産業への就業者及び産業別就職者

	総数	就職形態別				年齢別			産業別			
		新規卒業者		一般		19歳以下	20-24	25歳以上	新規卒業者		一般	
		計	在宅	計	在宅				農林	製造業	農林	製造業
1973	100	48.9	50.9	51.1	91.4	48.4	24.2	27.4	0.7	37.7	2.9	37.3
1980	100	52.8	67.6	47.2	92.0	45.7	33.8	20.5	0.5	28.5	2.6	30.3
1984	100	57.9	70.7	42.1	90.3	47.6	35.5	17.0	0.5	35.4	2.5	34.8

資料：前同

今まで農家の兼業形態別特徴を分析して見た。それでは、なぜ土地を持っている労働者が形成されているかが究明される必要がある。

即ち、専業農家は減少し兼業農家が拡大されるかの問題である。これは農家の生活と農業経営とを結んで究明する必要がある。

農家は生産要素として土地と労働を持っている。しかし、急速な経済発展に伴う相対的な所得水準の向上がなされる時小さい耕地面積をもっている中小農家における生活水準の向上のためには生産要素の最適活用を図る必要が生じた。さらに技術の発達とともに農業関連の社会間接施設が発達することによって自然に農業から労働力の節約をもたらすことになる。従って、この労働力は農業以外から所得源を求めるのが、問題は土地を離れられない点である。それは農地が他の生産要素とちがって家の財産であり、一家の生存と生活を結ぶ基盤として独特な面を持っているからである。もし、農村で基本生活ができなくなると農地を売って離れるが、しかし衣・食・住の生活ができるためいわゆる長子相続の形態を通じて存続するわけである。

このように、日本において農家の労働供給の可能性の減少とともに都市の工場地価が高く、人力確保がむずかしくなった。従って、農村で工場立地を求めなければならない経済的状況が60年以後に展開された。それは、農外所得の増大要因になって、また、農村の市街化は地価を上昇させ、財産利益をもたらすため兼業農家は一層増加するようになった。

もう一度日本の兼業化促進の条件を整理してみよう。

① 農家生活水準の上昇に伴って農村に耐久消費財が普及したことがある。御園喜博等が日本の東海地域の兼業農家実態を調べて兼業就業の増加と家計支出の増加とが密接に関連していることを主張している。つまり、かれらは兼業増加によって農村に耐久消費財の普及及び顕示的消費効果が表れたことを主張している。

② 兼業農民の工場就業が増大した点である。工業化が推進されるにつれて大都市には工場の過密化、公害の発生、労働者募集の困難、地価騰貴などの問題が起り、農村が工場立地として求められることになった。

③ 交通、住宅などに対する財政投資が拡大されたことがあげられる。

特に、そして工場と事業場との原料及び装品の輸送などを可能にするためには、鉄道、国道、港湾等の総合的交通網が確保されなければならない。さらに地方道路の舗装、住宅用地の開発も必要であるし、地方行政サービスの質を高めて行政の分権化が行なわれるためには、情報への接近をもっと容易にする政策助成も重要になる。

④ 農業生産の組織及び作業・請負普及のための制度を整備することである。

兼業所得の増加とともに生じる農業労働力不足の現象を緩和するために農地利用拡充を図るための法令整備が必要である。農地の共同利用を拡大するために現行法制上小作制の禁止などの制約を解消する法制度上の見直しが必要であると思われる。

いままで簡単に日本の兼業化が進展された条件を探ってみた。

しかし、兼業化はそれなりの問題点をもっている。一番目は国民経済的次元から農業の生産性を下落させるおそれがあることである。その理由は、もし農業に意欲が低い人々が土地財産保有という観点から農地所有を固執するとすれば、農業経営の拡大及び自立農家の育成を困らせて、農業生産力の増加及び農業発展を阻害するからである。しかし、この点は生産拡大のための農地利用の流動化を通してどのぐらいは和らげられると思われる。

二番目は、農村の工業化が無秩序に推進されるとき、生産緑地保存の問題、公害化、無秩序な市街化等社会的問題が生じることになる。この問題を解決するためには総合的かつ体系的な土地利用計画が樹立されなければならない。

8. 3 農業保護と政策手段

前節で農家所得の要因のうち交易条件の改善の役割を論じたことがある。

農業保護政策の目的は農業が置かれている経済的条件によって変化してきた。工業化の初期段階では食糧増産が実現されたあとでは農家所得保障が政策の目的になった。

したがって、農業生産基盤を拡大するために社会間接資本にたいする財政投融资と農業保護政策が農政の中心であったといってもいいすぎではない。しかし、このような保護は消費者にはなはだしい負担を負わせ、農業と他産業の間に資源配分の効率化を阻害し、国際的にみても保護主義の助長及び貿易摩擦を引き起こす原因となっている。韓国と日本の両国とも、もちろん保護対象品目と保護の程度において差異はあるけれども、厚い農業保護の構造を持っている。

8. 3. 1 農業保護手段

農業保護手段としては国際貿易における保護、政府の直接的な価格支持、生産補助金があげられる。これらの手段は、結局のところ物価あるいは納税を通して消費者が負担することになる。一番目の国際貿易における保護は農産物の輸入を制限して国内の生産物価格を国際価格より高い価格で維持し、国内農業の生産と所得を保証することである。

輸入制限の手段は直接的な国家管理、輸入割り当て制度があり、間接的手段としては輸入関税、輸入課徴金制度がある。

現在韓国と日本の農産物貿易における保護制度を比較すれば日本がもっと広範囲かつ複雑であったが、その理由は日本の多様な農産物の生産構造を保有しているからと考えられる。

	韓 国	日 本
国家貿易管理	米：農水産部	米麦：食糧庁 バター粉乳：畜産振興事業団 生素：蚕糸糖類価格安定事業団
輸入割当制度	ほとんど全部	22個品目 牛肉、羊肉、山羊肉：食肉輸入法
輸入課徴金 (課徴金収入は 国内農業生産 が農産物輸出 に補助)	牛肉→畜産振興協会	砂糖、生素：蚕糸糖類価格安定事業団収入

8. 3. 2 価格支持

国内農産物の価格を高く維持して、安定的に生産供給する目的で設定するのが価格支持政策である。

	韓 国	日 本
米 価 政 策	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産部（糧穀管理特別会計） ・赤字は債券発行、中央銀行借入、財政から補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧庁（食糧管理特別会計） ・赤字分は一般会計から補填
安定価格帯制度	<ul style="list-style-type: none"> ・農安基金：政府借入金 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚肉、酪農製品、生糸業 （政府出捐）
最低保証価格及び不足払制度（価格安定基金制度）	な い	<ul style="list-style-type: none"> ・砂糖：輸入調整金、財政補助 ・大豆、菜種、加工原料乳は材料補助

8. 3. 3 生産補助金

農業保護とは生産財の使用に対して補助金を支払うことによって生産費用を減少させて間接的に所得移転を実現させる制度である。勿論、補助金は生産者保護だけを目的とするのではなく、生産性の向上あるいは流通の合理化に必要な公共財の供給を補助することも目的とする。日本の補助金制度において件数が多く、その規模が大きいのが特徴である。下の表を見ると農業予算が一般会計で占める割合は1970年に10.8%から1980年に7%へ縮小されてきたが、補助金は増えつづけてきた。特に、1970年以後日本の農政の重点が農業構造改善に置かれてから補助金事業は拡大されてきた。補助金の60~70%は農業基盤になる農業投資に注がれてきた。特に、農業投資のうち重点事業は土地改良事業で1980年に投資事業の平均補助比率が39%であるのに対して土地改良事業の場合は80%水準である。

次に利子補助的性格の高い制度融資比率は22%に達して、これを含むと1980年に農業投資は約60%が補助及び融資であり、土地改良事業の場合は自己負担がわずか2%にすぎない。

表 8-11 日本の農業予算構造

	1960	1970	1980	1985	
農業予算総額 (10億円)	137	883	3,094	3,301	
農業予算/一般会計 (%)	7.9	10.8	7.1	6.2	
構成比	補助金	40	42	62	64.8
	他会計へ転出 (食糧会計)	38 (21)	48 (42)	31 (21)	26.4 (22)
	農業投資 (10億円)	457	1271	3,873	
構成比	補助金 (%)	15	24	39	
	制度金融 (%)	11	22	22	

資料：農水省「農業および農家の社会勘定」

韓国の農業部門の予算を見ると糧穀管理特別会計の転出金を含めて1986年に一般会計対比7%水準である。事業予算の大部分は農業投資と米価管理のために支出されているが、投資費に対する補助は資料の制約のうえわかつてはできないけれども、食糧管理のための他会計への転出だけを補助金として計上するとしても1986年に35.8%水準である。日本と韓国の両国とも農業調整のための改善努力の様相が見られる。なるべく経常的補助を減らして、構造改善のための投資拡大と食糧管理の補助縮小が行われてきたからである。

表 8-12 韓国の農業予算

	1985	1986	
一般会計 (10億ウォン)	12,532	13,800	
農業予算/一般会計	8.0	7.1	
構成比	農業製盤投資	27.9	32.2
	農家所得支援	6.7	10.2
	食糧会計補助	349.3	35.8
	其 他	16.2	21.8

資料：経済企画院「韓国の予算概要」1986

8. 3. 4 農業保護の国際的比較

農業保護は韓国と日本だけでなく、程度の差はあるけれども、各国の共通的な現象である。各国の農業保護を比較するのはおもしろいことであるけれども、計算上いろいろ難しさがある。

しかし、一般的には名目保護率を利用して保護率を計算することができる。すなわち、国際価格を基準として国内価格に対して保護率を計算することができるが、Anderson, KとHayami, Yによる計算の結果は次のようである。

下の表で各国の品目別保護率を見ると日本において相対的に競争力が高い豚肉と鶏肉を除けばE C国に比べ全般的に高い。日本の農業保護構造の特徴は畜産物に比べて穀物の保護率が高いということである。畜産物のうち牛肉、牛乳、砂糖が高い。韓国の場合には保護率の計算の結果が得られないから比べられないけれども、米、大麦、牛肉、牛乳が高いと推定されて小麦と砂糖などはほとんど海外に依存している。そして、日本の場合、高度成長期において保護水準が低かったが、1970年以後から急激に増加している。これは日本の農政が1970年初期から構造転換対策とともに所得保障のための保護政策を同時に追求しているということのためであると考えられる。また、日本において畜産物の飼料穀物は保護水準が極めて低い、これは畜産物価格を低い水準に安定させるためであると思われる。

表 8-13 個別農産物の名目保護率比較

	E C			日 本		
	1955	1970	1980	1955	1970	1980
米	17	40	44	24	135	192
小 麦	46	54	18	31	134	261
大 麦	31	67	23	24	158	307
穀物平均	33	47	23	24	135	196
牛 肉	71	75	93	39	108	100
牛 乳	16	86	53	4	212	186
豚 肉	29	21	13	2	-9	17
畜産物平均	34	52	42	-8	24	40
砂 糖	101	91	40	-	214	141
総 平 均	35	52	38	18	74	85

資料：Anderson, K. and Hayami, Y. with others.

The Political Economy of Agriculture Protection

このような莫大な各国の保護政策の目的は食料品の自給と農家の所得保障として説明される。明らかに保護政策は自給率の向上にだいぶ寄与したと思われるが、その他に国家財政からの社会間接投資及び技術開発投資による農業生産性の向上も相当な影響を与えたと考えられる。

さて、われわれが目しななければならない点は国際市場の工産品と農産品における長期的な

相対取引条件を見るとかえって農産物の方が悪化されているという点である。従って、食料品の自給のための説得力がそれだけ弱まってしまう。それで、減産の偶発的なことが起こるから食料確保の困難のために食糧自給の名分が維持されている。もし、偶発的損失に対する各国の協調による合理的対策が講じられれば各国の自給政策は弱まるはずである。

表 8-14 主要農産物の自給率の国際比較

	韓 国		日 本		1 9 7 5			
	1965	1983	1960	1983	米 国	英 国	フランス	西ドイツ
米	100.7	97.6	102	94	307	52	177	89
小 麦	27.0	0.8	39	11				
豆 類	100.0	27.0	44	7	120	28	70	30
牛乳・乳製品			89	86	98	55	111	107
肉 類			91	80	97	73	98	84

資料：韓国、農水産部、日本、農林水産省「食糧需給表」、OECD「食糧統計」

次は、農家保護の目的のうち農家所得の増進、維持である。そして、農家保護は農家の所得階層間において富農家に所得移転を促進するのに対して中小農家に所得保護の意味を与えない。特に、日本では農業所得が既に農家所得のうち15%程度を占めており所得保護の効果は小さい。中小農家の場合に事実上自家消費にあてて市場に売り出す物量は少ないからである。また、中農家以上であるほど生産性も低いから価格支持によって限界農家よりそれだけ高い利潤を得られるからである。日本の農林水産省の「米生産費調査」の結果を見ると1983年に0.3ha未滿の農家の生産費を100として3.0ha以上の農家は54になり、相対的に高い利潤の幅が見られる。また、1955年を起点として生産費の格差が拡大される趨勢を見せているが、これは規模利益によって生産性が拡大されたからと考えられる。

表 8-15 米生産費の経営規模別格差の変化(全国)

	米作付規模 ha	玄米 1 Kg 当り生産費指数 (0.3ha 未滿 = 100)						
		1955	1960	1965	1970	1975	1980	1983
	0.3未滿	100	100	100	100	100	100	100
総 費 用	0.5-0.5	103	106	102	95	93	93	88
	1.0-1.5	98	96	88	78	75	70	67
	2.0-3.0	88	92	82	67	61	57	55
	3.0以上	90	87	93	69	60	51	54

資料：農林水産省「米生産費調査」

8. 4. 農業調整政策

韓国と日本の両国とも農業競争力が弱く保護政策に依存しなければならない要因の一つは、農家経営の耕地規模が小さく、工業発展に適した高賃金に見合う労働節約的技術を効率的に用いることが困難であり、自立農家の経営が難しいからである。日本は1970年代に、韓国は1980年代に農業構造調整が行われた。日本の場合構造転換対策を強力に推進したが、保護政策の同時推進と農村の市街化のために耕地規模の拡大、利用を通じた構造改善成果はわずかであり、兼業農家の拡大を招き、農家の農外所得を拡大させ、農家の労働生産を低い水準に維持させ、資源の効率的活用を阻害させて国際的摩擦を加重させている。

一方、韓国の場合には構造調整期をむかえ、低い農外所得依存度のために強力な農業構造施策を推進するのにおいて困難に直面している。

韓日両国ともより以上の価格支持等の所得移転的な性格の保護政策には限界があって農政転換が不可避である。

しかし、韓国の場合には前にふれたように農家所得構造の硬直性のために政策的に農村に工場を誘致する等地域政策を通じて農業以外の所得源を拡大するのが必要である。同時に高い農業生産性を実現して自立経営を実現するのに次のような点を考慮しなければならない。

- ① 偶発的食料危機に対処するために主食の安定的供給のための国際的協力が前提されなければならない。
- ② 文化的、伝統的な農地所有の欲求との十分な調和である。これは所得移転による大規模化よりは利用を通じた大規模化が望ましい。従って、短期的により長期的に対処すべきである。
- ③ 農業政策は食品工業とからみあって政策樹立が行われるべきである。
- ④ 特に、韓国の場合には農家所得保障を農業以外の産業と結びつけながら構造政策が推進されるべきである。

以上のような前提を考えながら模索しなければならない政策方向はつぎの4つである。

8. 4. 1 農地利用賃貸契約の自由化と集団経営の促進

これまでの農地小作制の禁止は封建制度の残りのために相当に一般的として受け止めてきた考え方であるのが事実であるが、社会経済的な発展に応じて考え方の転換が必要であると思われる。

賃貸による農地流動化を促進するためには小作料に関する規定を含む法令の制約が緩和されなければならない。但し、土地財産の増殖のための都市人たちの悪用を防止するために制度的装置が用意されるべきであるし、また、農業生産性の向上に意欲を持つ有能な農民が自立経営の中心になるように現在の営農後継者を活用するのも一つの方法になる。

その代わりに、政府は大規模の促進のために集団営農をする農業組合法人の生産物に対して保護対象としてするなど財政、金融上の対策が推進されなければならない。

8. 4. 2 市場原理の導入

自立経営を發展させて企業家能力をもつ農民の相対的有利性が保証されるように市場原理が取り入れられなければならない。つまり、能力及び意欲とかかわりなく、農家を一律的に保護し、革新的な農民の創意を阻む市場介入政策は廃止されるべきである。従って、農地を含む農業生産手段はもちろん農産物の売買の直接的な管理はなくされるべきである。すなわち、食糧管理等も廃止するが、過渡的に生産法人あるいは組合等集团的営農に委託する農民に対して補助金を支給するような方案も考えられる。米を含む重要作物について農産物の価格安定のためには財政で備蓄事業を実施して価格安定を図ることができる。また、流通の相当な部分が農協で代行されているが、これからは農協と商社がおたがいに自由に競争するようにして地方村落の単位組合も統合より複数的に健全な競争をするように誘導するのが望ましいと思われる。

8. 4. 3 財政は技術開発促進と外部経済効果のための努力に集中

政府の財政は市場原理の活用を通じて保護的な農業政策を慎むことにする。但し、治水、道路、灌漑など農民たちの外部費用の節減のための部門に財政が投入されなければならない。また、農業技術の進歩のために農業試験・研究制度が拡大されるべきである。農業技術のうち農業機械、農業、食品開発などの部門は民間市場で競争を通じて開発されるために公共投資の意味がないとみなされるべきである。また、種子改良、発明等遺伝子分野に民間分野の参加を助長するために権利を保護するなど種子保護立法が講じられなければならない。

8. 4. 4 農外所得の増大

農外所得源を発掘、拡大させて農家の所得安定を図ることは特に韓国にとって重要な課題である。このような工業導入による農家所得の増大は高度経済成長とともに行われるべきである。前にもふれたように農村への工業導入には需給の両側面において与件が成熟しなければならない。但し、政府は土地利用の緩和を通じて計画的な地域開発、交通網の拡充、転職訓練の財政支援を図るとともに、地方政府の役割を強化し、中央政府の行政権限が分権化されなければならない。農村の工業導入は総合的な地域開発の次元から推進されるべきである。

参 考 文 献

- 1) 速水佑次郎『農業経済論』岩波書店、1986
- 2) 馬場啓之助編『日本農業読本』東洋経済、1981
- 3) 常盤政治『農産物価格政策』家の光協会、1978
- 4) 農林水産省『農業白書』農業統計協会、各年度
- 5) 梶井功『基本法農政下の農業問題』東京大学出版会、1973
- 6) 松岡亮『農政無用論』丸ノ内出版、1985
- 7) 農林水産行政研究会編『農林水産Ⅰ、Ⅱ』ぎょうせい、1983
- 8) 韓国、経済企画院『予算概要』1986年版

第9章 日本開放経済への移行と対応

9. 1 開放移転の保護

日本における開放以前の主要な保護制度は輸入制限と外貨割当措置やその他の輸入数量制限措置から構成されていた。このような行政的規制は、①当時深刻な外貨不足と②産業政策的次元に立って自国産業の自立成長発展や国産技術を開発する保護政策の手段であった。

「外貨に関する法律」（1950年制定）と「貿易法」に基づいて原資料から最終製品までの広範囲に及ぶ物資を対象に、輸入されるべき財、輸入額、輸入者の規制を行った。

このかわりに、外貨獲得者としての輸出産業が生産・輸出を拡大するものと、将来の日本の主要輸出産業になるよう育成されつつあった重要戦略産業が成長・発展するために必要な産業の原資料、資本財及び技術輸入に優先的に配分した。

規則制度はIMF 8条国に移行する直前の1963年まで存続した。

9. 2 開放体制への移行過程

日本は外国から開放圧力と自国産業の競争力を高めるために1960年4月頃「貿易為替自由化計画大綱」が決定されて開放時代に入った。

（表9-1）のように1960年10月末、自動承認制が40%から1963年8月末に92%水準まで開放された。これとともに1964年4月にIMF 8条国とOECD加盟によって、原則的に外国との商品やサービスの取引や資本の移動が自由・無差別に行なった開放体制へ転換された。

（表9-1） 輸入自由化率の移行

1959年	8月末	26%	1961年	12月末	70%
	9月末	33	1962年	4月末	83
1960年	4月末	40		10月末	88
	7月末	42	1963年	4月末	89
	10月末	44		8月末	92
1961年	4月末	62	1965年	2月末	94
	6月末	65	1966年	10月末	95
	10月末	68	1967年	4月末	97

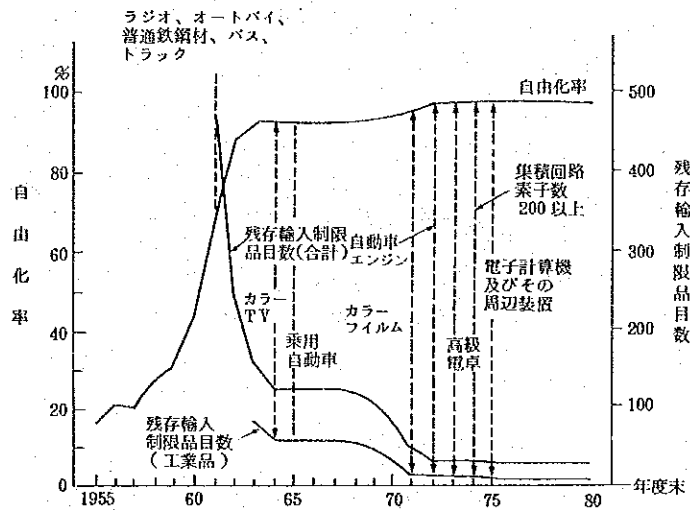
（備考） 自由化率に変化のあった月を示す。

経済企画庁「現代日本経済の展開」より引用。

貿易自由化は比較的急速に進展してきたが戦略業種の自由化はおそくになった。

カラーTV（1964年）乗用車（1965年）カラー・フィルム（1971年）高級電卓及び電子計算機（1973年）集積回路（1974年）電子計算機及び周辺装置（1975年）などがおそい品目である。

図9-1 日本の貿易自由化の推移と主な自由化品目



通産省「日本の貿易政策」1980年、55頁、中井省三「自由化の貿易と外国為替」関書院新社、1961年、137頁より作成
 IMF、世銀に加盟（1952）、GATT加盟（1955）、貿易為替自由化計画大綱決定（1960）、IMF 8 条国移行（1964）、ケネディ・ラウンド妥結（1967）。
 (*) 1961年の値は1962年4月現在のもの。なお、自由化率は現在算定されていない。

通産省「日本の貿易政策」1980年、55頁、

中井省三「自由化の貿易と外国為替」関書院新社、1961年、137頁より作成

IMF、世銀に加盟（1952）、GATT加盟（1955）、

貿易為替自由化計画大綱決定（1960）、IMF 8 条国移行（1964）、

ケネディ・ラウンド妥結（1967）。

* 1961年の値は1962年4月現在のもの。なお、自由化率は現在算定されていない。

資本自由化は1967年の第1次資本自由化にはじまり、1973年に完了した（第5次自由化）。特に、対内直接投資の自由化のテンポは極めて遅く、原則100%自由化が実現されるのは1973年までである。

個別業種別で見ると自動車（1971年）、集積回路（1974年）電子計算機（1975年）情報処理産業（1976）など、貿易自由化の時期は遅くなっていることがわかる。日本が資本自由化を慎重に推進する理由は先端産業の自由化政策と自国企業の経営安定確保におくからであった。

産業政策当局者の基本的な立場は自由化によって資源配分の効率性、受入国の資本蓄積と技術及び経営資源の伝播等効果は否定的であり、また国民厚生も国内自由産業がない場合に多国籍企業に対して独占利潤だけ保障しやすい。もしこの効果があったとしても短期的なものであり、と

表9-2 対内直接投資の自由化の経緯及び現状

自由化(年・月・日)	企業新設の場合の自由化業種		既存企業への経営参加のための株式等の取得の自由化(自動認可)		
	外資比率50%まで株式取得を自動認可する業種	外資比率100%までの株式等の取得を自動認可する業種	外国人投資家1人当たり株式比率(%)	外国人投資家全体の株式比率(外資比率)制限業種以外(%)	制限業種(%)
1967. 7. 1. 前			5以下	15以下	10以下
1967. 7. 1. (第1次)	33	17	7以下	20以下	15以下
1969. 3. 1. (第2次)	(累計) 160	(累計) 44	7以下	20以下	15以下
1970. 9. 1. (第3次)	(累計) 447	(累計) 77	7以下	25未満	15以下
1971. 4. 1. (自動車産業)	(累計) 445	(累計) 77	7以下	25未満	15以下
1971. 8. 4. (第4次)	原則50%自由化	(累計) 228	10以下	25未満	15以下
1973. 5. 1. (原則100%)		原則100%自由	10以下	25未満	15以下

但し、企業の同意のある場合には、
原則100%自由化

1980. 12. 1. 以降 (外為法改正) 農林水産業、鉱業(外資比率50%までは自由化)、石油業、皮革又は皮革製品製造業を除く全業種

○1973年以降の主要自由化業種

業種名	100%自由化時期	備考
集積回路製造業	1974. 12. 1	左の期限までは50%自由化
医薬品又は農業製造業	1975. 5. 1	"
電子式精密機械(医療又は電気計測用)製造業	"	"
電子計算機又は同制御自動機構の製造・販売又は賃貸業	1975. 12. 1	1974. 8. 3までは個別審査、以後左の期限までは50%自由化
情報処理業	1976. 4. 1	1974. 11. 30までは個別審査、以後左の期限までは50%自由化
写真感光材料製造業	1976. 5. 1	左の期限までは50%自由化

日本関税協会「貿易年鑑」1983年、190-191頁より作成。

にかく長期的には、投資収益の本国送還に伴う貿易外収支の悪化を誘発されるものである。

このような資本自由化政策の結果として先進国家中日本への対外直接投資の割当は極めて小さく、外資系企業が国内製造業生産額に占める割合も著しく小さかった。

表9-3 直接投資動向の国際比較

	対外直接投資a)			対内直接投資a)			投資収益b), c)		外資系企業の製造業	
	(%)			(%)			(1970~78)		生産額に占める割合	
	1961	1968	1974	1961	1968	1974	受取	支払	外資比率	割合
	-67	-73	-79	-67	-73	-79	(%)	(%)	(%)	(%, 年)
カナダ	2.3	4.5	6.2	16.2	12.1	3.2	2.8	12.3	>50	56.6(1977)
アメリカ	61.1	45.8	29.3	2.6	11.1	26.7	50.6	34.6	n.a.	n.a.
日本	2.4	6.7	13.0	2.0	1.7	1.2	5.9	8.5	>25	4.2(1978) ⁵⁾
オーストラリア	0.7	1.4	1.6 ¹⁾	15.6	12.9	9.5 ¹⁾	n.a.	n.a.	>25	36.2(1972/73)
ベルギー	0.3 ²⁾	1.4	2.5	4.5 ²⁾	6.1	9.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
フランス	6.9	5.2	7.8	8.2	8.2	15.2	8.2	10.0	>20	27.8(1975) ⁶⁾
西ドイツ	7.2	12.5	17.0	21.3	6.4	14.7	9.7	12.7	>25	21.7(1976) ⁶⁾
イタリア	3.6	3.3	2.0	11.5	8.3	5.0	n.a.	n.a.	>50	23.8(1977)
オランダ	4.4	6.8	9.6 ³⁾	4.7	8.5	6.0 ³⁾	5.6	7.6	n.a.	n.a.
スウェーデン	2.0	2.4	3.7 ⁴⁾	2.4	1.7	0.5 ⁴⁾	n.a.	n.a.	>20	10.8(1976)
イギリス	8.7	9.1	9.2	9.7	7.4	6.1	13.0	13.6	>50	21.2(1977)
スペイン	0	0.3	0.6	2.7	3.7	3.7	n.a.	n.a.	>50	11.2(1971)
ノルウェー	0	0.3	0.9	0.8	1.4	4.1	n.a.	n.a.	>20	18.7(1977)

宮崎・奥村・森田編『近代国家経済要覧』1981、

OECD. International Investment and Multinational Enterprises;

Recent International Investment Trends. 1981 より作成。

a) 13カ国中に占める分布割合を示す。

b) 直接投資・証券投資及びその他の対外投資にもとづく収益（現地再投資分を含む）の合計額（ただし、ロイヤリティ、マネージメント・フィーなどのサービス収入は含めず）、

c) 7カ国中に占める割合。

1)1974-76。 2)1965-67。 3)1974-78。 4)1974-77。 5)売上高。 6)取引高。

9. 3 開放期におけるマクロ経済条件

<経済成長と景気動向>

開放期（1961～1965）において景気動向を見ると1961年12月に戦後景気循環中第4循環のピークになった。この時期において景気上昇期間が42ヶ月間つづいて景気上昇後半期には内需の急増に経常収支が赤字に転じ外貨保有庫が急激に減少した。

したがって金融当局が引締政策への転換され景気不況に陥った。

1963年には東京オリンピックを翌年に控えて建設関係を中心に景気の立直りをみるのであったが1963年末に国際収支の赤字が拡大され再び引締政策が実施される。1964年後半以降 経済は再度不況に陥った。

表9-4 日本の開放期前後の景気基準日付

	谷	山		周期 (月数)		
				上昇期	下降期	1循環
第4循環	1958. 6	1961. 12	1962. 10	42	10	52
第5循環	1962. 10	1964. 10	1965. 10	24	12	36
第6循環	1965. 10	1970. 7	1971. 12	57	17	74

出所：経済企画庁「景気動向指標」

金融引締政策は1964年に解除されたが景気不況は1965年10月まで続いて企業業績は悪化し、倒産件数は急増した。

産業界では不況カルテルの締結や生産調整に踏み切って景気浮揚政策を取っている。

要約すると開放期は日本経済の高度成長の調整時期に該当したと考える。

表9-5 主要経済指標

	1961	1962	1963	1964	1965
G N P 成長率	15.5	7.3	7.7	14.4	3.7
鉱工業指数	19.3	8.2	11.1	15.7	3.8
個人消費支出	9.8	10.3	9.1	10.0	6.2
設備投資	28.4	8.1	5.1	16.4	2.2
輸出増加率 (FOB)	4.5	16.0	10.9	22.4	26.6
輸入増加率 (CIF)	29.4	-3.0	19.5	17.8	2.9
負債比率	257.9	264.6	284.1	303.6	320.0

出所：「国民所得統計」経済企画庁

<国際収支>

既述のように1961年の夏から内需抑制と国際収支改善のために景気抑制政策を取っているので1962年から輸出の増大と輸入の減少により1962年頃から国際収支が改善され始めた。この時期において輸出商品を見ると重化学工業製品の輸出伸長率がものすごい高ったが主商品は繊維(22.9%)鉄鋼・金属(17.3%)電子精密機械(11.9%)造船等機械の比重が多い。経常収支を見ると貿易収支は1964年から黒字基調が定着される1965年から輸出依存度が10%以下から13.7%まで高

める。結局日本経済の開放時期において自立経済構造をとっていると思います。

表 9-6 国際収支関連指標

単位：百万ドル

	1962	1963	1964	1965	1956-60	1961-65
経常収支	△ 49	△ 779	△ 480	931	115	△ 1,359
貿易	402	△ 165	375	1,901	469	1,955
貿易外	△ 451	△ 614	△ 855	△ 970	△ 1,489	△ 2,411
輸出依存度	8.9	8.9	9.4	13.7	-	-
輸入依存度	11.0	12.1	12.1	11.8	-	-

<物価安定>

この時期に卸売物価は安定していたが消費者物価はかなり急テンポで上昇した。消費者物価が上昇をはじめたのは1960年頃からであり卸売物価はほとんど横這いであったが消費者物価は年率5.4%の上昇となり、卸売物価が安定していながら、消費者物価が上昇するという状態が生まれた。

消費者物価上昇の要因は労働力過剰の経済が次第に労働力不足の経済へ変わってきたし、限界資本係数の高まりによって、農産物、中小企業製品、一部サービス料金の上昇が波及したのである。

表 9-7 物価と賃金

(年率、%)

	1961	1962	1963	1964	1965
卸売物価	1.1	-1.6	1.6	0.4	0.7
消費者物価	5.4	6.6	8.1	4.0	7.2
M ₁ 増加率	21.6	18.1	26.5	13.0	18.2

出所：「経済企画庁」経済要覧

労働力不足の経済への転換過程に現れた構造調整が必要な低生産部門即ち中小企業、流通、農業などの近代化が促進される契機になった。

完全雇用下の西欧では1960年代前後にこのような現象がおきている。日本ではなく西欧各国は経済成長と物価安定を両立させることが重要な課題となっており貿易自由化の推進や関税率の引下げ、所得政策の実施などの対策が講じられつつある。

一般的に開放を困難にする経済的な条件は過剰労働力と繊維産業の存在である。日本において

過剰労働力の解消、貿易収支の黒字など内部経済条件によって輸入自由化が必要な時期に入ったと考える。

9. 4 開放と対応策

日本経済の開放時期は（1960年前半期）中進国の状態から脱して、先進国型に変わってきている。

経済発展の低い段階では国内経済の保護が工業高度化のために必要であった。日本経済が開放経済に移行による政策対応は大きく2つに分けて見ることができる。

第1は、保護政策の改善と経済政策手段の変化である。

第2は、生産性の低い産業の構造調整と成長産業の競争力強化対策である。ここでは概括的な政策課題別対策を言及し、具体的な対策は別の部門対策に分析した。

9. 4. 1 金融正常化と自己資本の充実

貿易為替の自由化を進めるにあたって金融面でもこれまで直接的な窓口規制、慢性的なオーバー・ローンの正常化、企業の借入経営方式の改善が必要となっている。

- ① 日本銀行貸出以外による成長通貨の供給方式の確立（貸出、準備預金制度、公開市場操作の3政策の総合的活用）
- ② 既存のオーバー・ローンの一挙解消
- ③ 金利の弾力性回復と合理的な金利体系の樹立
- ④ 資本市場の育成（社債市場の育成等）
- ⑤ 企業の自己資本充実等である。

要するに通貨量と金利調整方式を直接的な手段から市場形成を通じていわゆる新金融調整方式採択のためにとられる正常化対策である。

9. 4. 2 関税制度の改編

1961年に関税制度の改正を行った。輸入割当制が実施されていた時期には関税制度が経済政策的機能を発揮することはなかった。

貿易自由化対策として一部の関税率の引上げ、従価税から従量税への切換え、さらに緊急関税制度、関税割当制度、混合関税制度を導入した。

9. 4. 3 短期資金流入に対する規制と為替平衡操作制度設定

1960年7月1日から非居住者自由円勘定が創設され、極めて制限的ではあるが、対外交換性が認められるようになった。外国為替銀行の外国銀行からの無担保外貨借入れ制限撤廃等銀行の外国為替取引に関する制限は急速に緩和され、国際金利差によって海外から短期資金の流入が急増した。1961年7月以降から短期流入抑制のために行政指導、外貨準備金制度が実施された。

また1963年4月22日以降には為替相場の急激かつ大幅な変動を避けるため、為替平衡操作を行なうことになった。

9. 4. 4 産業競争力強化対策

貿易と資本自由化を行うことによって政府は輸入割当権、技術導入、合併会社の設立および設備の新增設立に対する認許可権などを失うことになる自由化の代わりに新産業秩序形成への試みがある。

新産業秩序の改編（構造改編）上の問題点を①過当競争の調整、②資源産業の合理化、③高度加工産業の育成、④部品工業の専門化のために

i) 量産体制の確立（自動車）、ii) 技術開発力の培養（電子）、iii) 専門化と需要産業の協力（産業機械）、iv) 大規模化とコンビナート化（石油化学）、v) 産業間の縦断的結合（技術開発、市場開拓等）が強調された。

そのような課題を解決するために、特定産業臨時措置法の法制化へと発展した。

法案の内容は①過当競争を回避するために企業の集中、合併、共同行為を促進する。②政府と企業の間接関係を変革し、生産量、設備投資、価格などに政府が介入できるという産業体制に関わるものである。

同法案に対して産業界から自主調整方式と通産省の官民協調方式の論争があったが結局同法案は成立されませんでした。

しかし、1965年頃、「官民協調懇談会」や「設備投資問題懇談会」が一部産業（鉄鋼、石油精製、石油化学、合成繊維、紙パルプなどの素材型産業）を対象として合併促進のために「体制金融」が発足することになりました。

参 考 文 献

- (1) 宮沢健一「日本経済循環論」春秋社、1984第四版
- (2) 日本銀行統計局「日本経済を中心とする国際比較統計」
- (3) 経済企画庁 経済白書1963、1964、1965年版
- (4) 経済企画庁「経済白書25年史」
- (5) 香西泰「高度成長の時代」日本評論社、1981
- (6) 宮沢健一編「現代日本経済論」有斐閣、1978
- (7) 通商産業省「戦後日本の貿易20年史」

お わ り

戦後40年、日本は世界の奇蹟といわれる経済的繁栄を実現した。

世界GDPに占める日本の割合は1965年に5.4%水準から（共産圏除外）1984年には9.6%でアメリカに次いで第2の経済大国になった。

GDPだけでなく世界輸出に占める日本の割合は1950年に1.4%1965年に5.0%1984年に9.6%を占めていた。代わりに米国の比率は1960年以降低下してきた。

1人当たりGNPも1985年に12000ドルとなった。このような成果は1960年代の開放期の構造調整を成功裡に克服した結果とみえる。

韓国と日本経済の成長要因を比較すると韓国は輸出と輸入代替、日本は国内需要中の投資と輸出に大きく依存した。投入技術変化効果をみると韓国がプラス、日本はマイナスと現わされるのは日本は1965年までに既に機械等重工業の自立型の産業構造を取ったからだと思います。また政策面としては、日本の高度成長期において成長と対外安定重視型のマクロ政策運用と公的金融の役割は莫大なものであったと考えられる。特に、部門別実物に対する政策介入と調整については外貨不足時代としての対外統合調整、対内競争誘導成長政策は適切なものであると考えられる。

しかし、日本経済は低成長期に入ったので市場機能の活性化を通じて効率性を高められる農業、流通業等に対する保護、支援等は調整する必要があると思います。

韓国経済も市場機能を通じて競争促進を拡大する政策の展開とともに自立的な産業構造を実現するために中小企業発展と技術水準の向上が重要な課題になった。

農業調整政策は農外所得増大と地域開発と連結して総合的に推進するのが望ましいと思う。

JICA

LIB